

子発 0531 第 1 号
令和元年 5 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正
について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市が認可外保育施設を指導する際の指針等をお示ししてきたところであるが、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 47 号）が公布されたこと及び社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会での議論を経て、認可外の居宅訪問型保育事業者の資格・研修受講の基準を定めることとしたことを踏まえ、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、「認可外保育施設指導監督の指針」の改正については令和元年 7 月 1 日から、「認可外保育施設指導監督基準」の改正については令和元年 10 月 1 日から、適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙 ◎ 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第 1 総則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認可外保育施設の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)</p> <p>(留意事項 8) 届出対象施設 (略)</p> <p>① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。 (乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。) (その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>別紙 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第 1 総則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 認可外保育施設の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導 (略)</p> <p>(留意事項 8) 届出対象施設 (略)</p> <p>① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。 (乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。) (その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。)</p> <p><u>ア 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児</u></p>

(削る)

(削る)

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児。

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の監護する乳幼児。

ウ 施行規則第1条の32の2第1項に規定する組合（以下ウにおいて「組合」という。）が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の監護する乳幼児。

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。）

エ 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

オ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

②・③ （略）

(3)・(4) （略）

第2～第7 （略）

オ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

カ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。）

キ 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

ク 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

②・③ （略）

(3)・(4) （略）

第2～第7 （略）

改正後	改正前
<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>保育に従事する者</u></p> <p>イ <u>法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者のうち、一人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</u></p> <p>ロ <u>法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。</u></p>	<p>(別添) 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。</p> <p>第1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>1 (略)</p> <p>2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設</p> <p>(1) 保育することができる乳幼児の数</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあつては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。</u></p>

- 上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第6条3第9項の業務を目的とする施設にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましい。
- 「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20時間程度の講義と1日以上以上の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 （略）
第2～第9 （略）

3 （略）
第2～第9 （略）